



記者発表資料 1枚

令和6年12月19日
福島県土木部技術管理課

『土木工事標準積算基準及び設計業務等標準積算基準』等を改定しました。

このたび、国土交通省の積算基準の令和6年改定に合わせ「土木工事標準積算基準及び設計業務等標準積算基準等を改定し、令和7年1月20日以降に起工するものから適用することとしましたので、お知らせします。

改定した諸基準類

- ・土木工事標準積算基準
- ・設計業務等標準積算基準
- ・共通仕様書土木工事編
- ・共通仕様書業務委託編
- ・建設機械等損料算定表
- ・福島県土木部週休2日等工事試行要領及び同運用

改定内容の詳細は技術管理課ホームページからご確認ください。

[土木工事標準積算基準・設計業務等標準積算基準]

URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/kouhyoutosyo.html>

[福島県土木部週休2日等工事試行要領及び同運用]

URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shuukyufutuka.html>

(1) 令和7年3月31日までに起工する工事

当初積算時に「通期の4週8休以上」を確保する場合の補正を計上し、契約後、受注者が「月単位の4週8休以上」を希望する場合、受発注者協議の上で変更できるものとする。

(2) 令和7年4月1日以降に起工する工事

当初積算時に「月単位の4週8休以上」を確保する場合の補正を計上するものとする。

【問い合わせ先】

土木部 技術管理課（担当者）主幹（兼）副課長 鈴木博明
電話 024-521-7458 内線 3535 FAX 024-521-7949